

## ◎設備の設置等にあたり配慮すべき事項に関する具体的な対応

設備の設置等にあたり配慮すべき事項		具 体 的 な 対 応
ア	雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の形状変更は最小限に止めること。</li> <li>○河川に通じる排水路を確保し、又は雨水を敷地内で処理できる対策をとること。(調整池、地下浸透等)</li> <li>○土砂等の流失を防止する対策をとること。等 (適切な場所に溝、土留め等)</li> </ul>
イ	急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害防止法で指定する急傾斜の特別警戒区域への設置は避けること。</li> <li>○過去に土砂崩落等があった場所、又は崩落等が心配される場所への設置は避けること。等</li> </ul>
ウ	立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に止めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り森林を残した計画設計を行うこと。</li> <li>○隣地境界の立木は極力残し、伐採後は隣地境界周辺に低木等により植栽すること。</li> <li>○発電設備設置後、余地に植栽すること。等</li> </ul>
エ	周辺の景観に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根線上や高台への設置は避けること。</li> <li>○道路や隣地境界からできるだけ後退させて設置すること。</li> <li>○植栽等により道路や周辺住宅から目立たないように配慮すること。</li> <li>○発電設備や発電設備に付属する施設(フェンス等)は、景観上支障のない色彩にすること。等</li> <li>○施設内は、草刈等を行い景観及び環境衛生に配慮すること。</li> <li>※観光地等については、その影響を考慮し特に配慮すること。</li> </ul>
オ	事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業終了後の設備放置が心配されることから、撤去費用を売電収入等により、あらかじめ確保しておくこと。等</li> </ul>

関係法令(森林法、生活環境保全条例等)を遵守してください。

## ◎届出及び調整事項に関する具体的な対応

調整事項等		具体的な対応
(2) 町に対する届出及び調整事項		
ア	様式1について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7 関係書類について <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は任意</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul> </li> </ul> <p>「設備の設置等にあたり配慮すべき事項（ア～オ）」についての対応を記載した書面（書式任意）</p>
イ	様式2について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作成者欄について <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録作成者の記名・押印</li> </ul> </li> <li>○承認欄 <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会出席者の内、作成者以外の者の記名・押印（事業者以外の出席者が望ましい。）</li> </ul> </li> </ul>
ウ	様式3について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変更とは <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（様式1）の内容に変更があったとき。</li> <li>・事業を第三者に譲渡又は承継等をしたとき。</li> </ul> </li> <li>○中止とは <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（様式1）提出後に、工事前又工事中に事業を取りやめたとき。</li> </ul> </li> </ul>
オ	様式5について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃止とは <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後に事業を取りやめたとき。</li> </ul> </li> </ul>
(3) 自治会・町内会等及び近隣住民に対する調整		
ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会町内会及び近隣住民について</li> <li>○説明会について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会・町内会、近隣住民の範囲について <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会 設備の設置場所が属する自治会・町内会等とする。</li> <li>・近隣住民 設備を設置する土地の隣接地の権利者及び住民（事業所等を含む。）とする。</li> </ul> </li> <li>※隣接地：設備を設置する土地に接する土地。（道路・水路に接する場合は、それを挟んだ土地を含む。）ただし、設備規模、設置場所等の状況や自治会・町内会等の意見を聞き、適宜判断して自治会・町内会等及び近隣住民の範囲を拡大する。</li> <li>○説明会について <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の開催時期 国への再生可能エネルギー発電設備認定申請を行う前に開催することを基本とする。ただし、すでに設備認定を受けているもの又は申請中のものについては、速やかに説明会を開催すること。</li> <li>・説明会の方法 一堂に会して行うことが望ましい。それが難しいときは個別訪問等で説明を行う。</li> <li>・説明における留意事項 雨水対策、景観への配慮、反射光の対応、その他安全対策については必ず説明を行うこと。</li> </ul> </li> </ul>
(4) 設備の設置等により周辺環境及び近隣住民への影響が確認された場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺環境及び近隣住民への影響が確認されたときは、直ちに改善のための対策を行うこと。また、町に対しその状況を報告すること・</li> <li>○その他周辺住民等から、苦情等が寄せられたときは速やかに町に対し、その状況を報告すること。</li> </ul>
(5) 町税に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税（償却資産）の申告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を指定の期日までに申告すること。</li> </ul> </li> <li>○個人・法人町民税の申告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の所得等の状況に応じて法定の期日までに申告をすること。</li> </ul> </li> </ul>